

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月8日

横浜市契約事務受任者
南区長 高澤 和義

- 1 契約の概要
しろばら保育園 コンセント修理
- 2 履行（納品）場所
横浜市しろばら保育園（南区中村町4-270）
- 3 契約日
令和8年6月26日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年6月26日
- 5 契約金額
¥22,770—（うち消費税及び地方消費税相当額 ¥2,070—）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市旭区都岡町39番地の4
妙光電機株式会社 代表取締役 田中 一
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
掃除機の使用中にコンセントから発煙し、火災の危険性があったため、早急な対応が必要であった。
- 8 契約の相手方の選定理由
過去の契約実績および災害協力事業者名簿に登録があり、早急に修理対応を行えると回答を得たため。
- 9 所管課
南区こども家庭支援課